

## 精神障がい者に公共交通運賃割引制度の早期適用を求める意見書

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的として制定され、障害者とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと明記している。

しかしながら、鉄道などの公共交通機関においては身体障がい者と知的障がい者は運賃割引制度が導入されている一方、精神障がい者への適用はほとんど実施されていないのが現状である。

平成28年4月1日より障害者差別解消法が施行される中、精神障がい者の社会参加や自立した生活を支援するため、各公共交通機関の運賃割引制度は、精神障がい者の経済的負担を軽減し社会参加の機会を充実させていくことにつながる制度であると考えます。

よって、障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、身体障がい者や知的障がい者と同様に精神障がい者にも、公共交通機関割引制度を早期に実現し、経済的負担の低減に努めると共に、社会参加の機会を充実させていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

平 塚 市 議 会